

消 防 危 第 60 号
令 和 2 年 3 月 11 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公印省略)

容器入りのままで販売されるガソリン等の適切な使用の確保等について

ガソリン等の適切な使用を確保し、火災予防を徹底するため、容器入りのままで販売されるガソリン等について、下記のとおり、関係事業者を把握し、販売時における顧客の本人確認等への協力要請等を実施されるようご配慮をお願いいたします。また、各都道府県消防防災主管課におかれましては、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されますようお願いいたします。

なお、これに関連して、別添1のとおり警察庁生活安全局保安課理事官から各都道府県警察本部生活安全部長等あて通知が発出され、不審者発見時の通報への対応について、消防機関等と連携した対策を講じるよう周知されていることから、都道府県警察部局との連携を図るようお願いいたします。

また、このことについては、別添2のとおり、関係事業者団体に対しても通知してまいります。

本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 本通知において対象となる容器入りガソリン等について

日本産業規格（JIS）K 2201（工業ガソリン）若しくは JIS K 2202（自動車ガソリン）に相当し、又はこれを主成分とする第四類第一石油類の危険物であって、容器入りのままで販売されるもの（容器の最大容積が500ミリリットル以下のものを除く。）。

2 容器入りガソリン等を販売する事業者の把握について

管内において、店舗又は通信販売（インターネット等を利用し、不特定多数の者に商品の内容、販売価格等を提示して行う販売を含む。以下同じ。）で容器入りガソリン等を販売する事業者について、立入検査等の機会を捉えて把握に努めること。

3 販売時における顧客の本人確認等について

上記2により把握した事業者に対し、次の事項について協力を要請すること。これに当たり、別紙のリーフレットを適宜活用されたいこと。

- (1) 容器入りガソリン等を合計 10 リットル以上を目安として購入しようとする顧客に対し、本人確認及び使用目的の確認を行うとともに、これらの記録の保存を行うこと。

この場合において、本人確認等の要領については、「ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領について」（令和元年 12 月 20 日付け消防危第 197 号）の例により運用すること。

- (2) 顧客への本人確認等を行う際、氏名、住所、使用目的等を明らかに拒否する等、顧客の言動等に不審な点がある場合は、警察署へ通報すること。
- (3) 対象事業者が通信販売を行っている場合についても、(1) 及び (2) のとおり顧客の本人確認等を行うこと。